

白井市行政経営改革審議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、白井市附属機関条例(平成24年条例第24号)及び白井市附属機関規則(平成24年規則第39号)に定めるもののほか、白井市行政経営改革審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 委員の構成は、次の表に定めるとおりとする。

区分	定数	備考
学識経験を有する者	3人以内	行政学・財政学・経営学・会計学等の研究者、政策コンサルタント など
市民	5人以内	自薦による公募委員 半数程度 無作為抽出による名簿からの公募委員 半数程度

(会議の特例)

第3条 会長は、委員の半数以上の者から具体的な事案を示して会長に対し招集の請求があったときは、審議会を招集しなければならない。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月22日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年7月25日から施行する。